

公

告

県営曲田地区土地改良事業計画（区画整理）を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項で準用する同法第87条の2第8項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、同法第88条第18項で準用する同法第87条の2第9項の規定により、意見のある者は、令和7年11月20日までに県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長へ、住所・氏名を記入した書面により、意見書を提出することができる。

おって、同法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、同法第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定による公告があった日以後、当該事業の工事の完了につき同法第113条の3第3項の規定による公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過するまでの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の定めるところにより特別徴収金をその者から徴収するものとする。

令和7年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

記

- 1 縦覧期間 令和7年10月23日から令和7年11月20日まで
- 2 縦覧場所 一関市役所
- 3 土地改良事業計画の概要等 別紙のとおり
- 4 土地改良法第88条第18項で準用する同法第87条の2第9項の規定による意見の宛先
（住所）一関市千厩町千厩字北方85-2
（氏名）県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長